

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 株式会社青森銀行（証券コード:8342）

### 【見直し変更】

長期発行体格付  
格付の見直し

A  
安定的 → ネガティブ

### ■格付事由

- 青森県に本店を置く資金量約2.6兆円の地方銀行。青森県のリーディングバンクとして、県内の地方公共団体や比較的規模の大きな法人顧客と構築した安定した取引基盤に加え、高い預貸金シェアが強みである。青森県における強固な事業基盤、資本水準の高さや良質な貸出資産などが格付を支えている。しかし、実質的なコア業務純益は超低金利環境などを背景に近年大きく減少し低水準となっており、今後も低迷する懸念が強まっている。このため、格付の見直しを「ネガティブ」に変更した。
- 20/3期上半期のコア業務純益（投信解約益を除いた実質ベース）は15億円、ROAは0.1%程度と低い水準に低下している。貸出金利の減少に加え、円債の多額の償還が続いていることが背景にある。有価証券運用におけるリスクテイクを積極化する方針であるものの、償還による影響を打ち消すには至らず、有価証券利息配当金は引き続き減少する可能性が高い。貸出についても、比較的利回りの高い中小企業向け貸出の伸び率が鈍化しているうえ、利回りの低下幅縮小にも足踏みがみられる。店舗網の大幅な合理化や人員削減などで経費削減を進めていくほか、フィービジネスを強化していく方針であるが、コア業務純益はさらに減少することも考えられる。
- 貸出資産の質は総じて高い。19年9月末の金融再生法開示債権比率は1.01%と低く、与信費用も抑えられている。未保全額の多い問題先がさほど多くないことや、保守的な引当を実施していることなどから、今後与信費用が大きく増加する可能性は低いとJCRはみている。
- 一般貸倒引当金などを控除した調整後の連結コア資本比率は、19年9月末9%台半ばと良好な水準であるが、リスクアセットの増加により低下傾向にある。保有債券にかかる金利変動リスク量は資本対比でさほど大きくない。一方で、収益確保のために株式投信などへのエクスポージャーを徐々に拡大していることから、価格変動リスクは高まっている。良好な資本水準を勘案すれば、リスクテイクの余地はありとJCRはみているものの、コア資本比率は引き続き低下していく可能性がある。

（担当）阪口 健吾・清水 達也

### ■格付対象

発行体：株式会社青森銀行

### 【見直し変更】

対象	格付	見直し
長期発行体格付	A	ネガティブ

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2020年1月21日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三  
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) 株式会社青森銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル